

改正案	現行
<p>(申請手続の簡略)</p> <p>第十五条の二の二 (略)</p> <p>2 同一人に属する二以上の簡易無線局、気象援助局、陸上移動局、携帯局、船上通信局、無線標定移動局、携帯移動地球局、設備規則第五十四条の三第一項若しくは第二項においてその無線設備の条件が定められている地球局（以下「V S A T地球局」という。）又は実験試験局であつて、法第六条第一項第一号から第七号までに掲げる事項（V S A T地球局にあつては無線設備の移動範囲及び工事落成の予定期日、その他の無線局にあつては無線設備の工事落成の予定期日を除く。）及び無線設備の常置場所（V S A T地球局にあつては当該V S A T地球局の送信の制御を行う他の一の地球局（以下「V S A T制御地球局」という。）の無線設備の設置場所とする。）を同じくするもの並びに同一人に属する二以上の設備規則第九条の四第三号に規定するP H Sの基地局（以下「P H Sの基地局」という。）、施行規則第三十二条第六号(1)に規定する基地局（以下「フェムトセル基地局」という。）又は設備規則第四十九条の六に規定する技術基準に適合する無線設備を使用する陸上移動中継局であつて屋内その他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場所に設置するもの（以下「特定陸上移動中継局」という。）であつて、その無線設備の設置場所がいずれも同一総合通信局の管轄区域内にあり、かつ、法第六条第一項第一号から第七号までに掲げる事項（無線設備の設置場所及び工事落成の予定期日を除く。）を同じくするものの免許の申請は、その申請を同時に行う場合に限り、一の無線局に係る免許の申請書及びその添付書類に同時に申請しようとする無線局の数及び各無線局ごとの無線設備の工事落成の予定期日、運用開始の予定期日、無線設備の設置場所（P H Sの基地局、フェムトセル基地局又は特定陸上移動中継局に限</p>	<p>(申請手続の簡略)</p> <p>第十五条の二の二 (略)</p> <p>2 同一人に属する二以上の簡易無線局、気象援助局、陸上移動局、携帯局、船上通信局、無線標定移動局、携帯移動地球局、設備規則第五十四条の三第一項若しくは第二項においてその無線設備の条件が定められている地球局（以下「V S A T地球局」という。）又は実験試験局であつて、法第六条第一項第一号から第七号までに掲げる事項（V S A T地球局にあつては無線設備の移動範囲及び工事落成の予定期日、その他の無線局にあつては無線設備の工事落成の予定期日を除く。）及び無線設備の常置場所（V S A T地球局にあつては当該V S A T地球局の送信の制御を行う他の一の地球局（以下「V S A T制御地球局」という。）の無線設備の設置場所とする。）を同じくするもの並びに同一人に属する二以上の設備規則第九条の四第三号に規定するP H Sの基地局（以下「P H Sの基地局」という。）、施行規則第三十二条第六号(1)に規定する基地局（以下「フェムトセル基地局」という。）又は設備規則第四十九条の六の三第一項、第四十九条の六の四第一項若しくは第四十九条の六の五第一項に規定する技術基準に適合する無線設備を使用する陸上移動中継局であつて屋内その他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場所に設置するもの（以下「特定陸上移動中継局」という。）であつて、その無線設備の設置場所がいずれも同一総合通信局の管轄区域内にあり、かつ、法第六条第一項第一号から第七号までに掲げる事項（無線設備の設置場所及び工事落成の予定期日を除く。）を同じくするものの免許の申請は、その申請を同時に行う場合に限り、一の無線局に係る免許の申請書及びその添付書類に同時に申請しようとする無線局の数及び各無線局ごとの無線設備の工事落成の予定期日、運用開始の予定期日、無線設備の</p>

る。)、無線設備の移動範囲及び常置場所(VSAT地球局に限る。)等を明示した上、当該一の無線局に係る免許の申請書及び添付書類のみを提出することによつて行うことができる。

3・4 (略)

附 則

この省令は、平成 年 月 日から施行する。

設置場所(PHSの基地局、フェムトセル基地局又は特定陸上移動中継局に限る。)、無線設備の移動範囲及び常置場所(VSAT地球局に限る。)等を明示した上、当該一の無線局に係る免許の申請書及び添付書類のみを提出することによつて行うことができる。

3・4 (略)